

改正

令和 6 年 4 月16日宇佐市規則第22号

宇佐市駅前広場の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇佐市駅前広場の設置及び管理に関する条例（令和 5 年宇佐市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用車両の範囲)

第 2 条 条例第 4 条第 1 号の規則で定める車両は、長さ 9 メートル以下、かつ、幅2.3メートル以下の車両とする。

2 条例第 4 条第 2 号の規則で定める車両は、宇佐市内に営業所（道路運送法（昭和26年法律第183号）第 5 条第 1 項第 3 号に規定する営業所をいう。）を設置する者が有する車両とする。

3 条例第 4 条第 3 号の規則で定める普通自動車は、長さ 5 メートル未満、かつ、幅2.5メートル未満以下の普通自動車とする。

(使用許可の申請)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の許可を受けようとする者は、宇佐市駅前広場使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、駅前広場を使用しようとする日の 3 か月前の日から 5 日前までの間に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

3 次条第 1 項の許可を受けた者が、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに宇佐市駅前広場使用許可変更申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(使用の許可等)

第 4 条 市長は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による申請を適当と認めたときは、宇佐市駅前広場使用許可書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 条例第 8 条第 1 項の許可を受けた者は、駅前広場の使用に当たり、許可書を携帯し、関係職員又は関係人から提示の要求があった場合は、これを提示しなければならない。

(使用料の減免)

第 5 条 条例第13条第 4 項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、宇佐市駅前広場使用料減免申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 使用料の減額又は免除を行う場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催する行事の場合にあっては、使用料の100パーセントの額
 - (2) 市が共催する行事の場合にあっては、使用料の50パーセントの額
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該使用の目的が駅周辺の活性化に資すると市長が特に認める場合にあっては、その状況により市長が定める額
- (使用料の還付)

第6条 条例第13条第5項ただし書の規定により既納の使用料の還付を受けようとする者は、宇佐市駅前広場使用料還付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 使用料の還付を行う基準は、次のとおりとする。

- (1) 駅前広場の管理上必要があるため、条例8条第1項の許可を取り消した場合にあっては、既納の使用料の100パーセントの額
 - (2) 災害その他やむを得ない事情により駅前広場を使用することができなくなった場合にあっては、既納の使用料の100パーセントの額
 - (3) 市長が特別の理由があると認めて還付する場合にあっては、その状況により市長が定める額
- (補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- (準備行為)
- 2 第3条第1項の許可の申請その他必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和6年4月16日宇佐市規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。